

大和村ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル実施要綱

大和村ふるさと納税業務委託に係る提案公募の各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

本要綱は、「大和村ふるさと納税業務委託」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

大和村ふるさと納税業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

詳細は「大和村ふるさと納税業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 見積限度額（業務委託手数料の提案率等）

①業務委託手数料（※別紙「仕様書」の5のうち(7)、(11)を除く業務）

- ・ 寄附金額に対する単価とし、本業務の見積限度額は寄附金額の4.0%（消費税及び地方消費税を含まない）を上限とする。なお、寄付額は仕様書の「6業務の詳細」(3) ①の大和村が利用しているポータルサイト経由での寄附金額及びポータルサイトを經由しない寄附金額の合計とする（21 参考(1)の寄附金額）。ただし、受託者において返礼品の発注や配送管理を行わない寄附については除く（災害支援に関連した寄附等）。

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者である

こと。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (7) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、大和村指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 令和 6 年度中に、本業務と同種・類似の業務の運営実績を有し、そのうち少なくとも 1 件は前年度よりも寄付金額の向上実績がある自治体の運営実績があること。

5 募集内容（参加申込）

(1) 提出期限

令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

大和村役場企画観光課

〒894-3192 鹿児島県大島郡大和村大和浜 100 番地

電話：0997-57-2117 FAX：0997-57-2161

E-mail：kikaku@vill.yamato.lg.jp

(3) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務実績調書（様式第 2 号）

(4) 提出部数

原本 1 部，コピー 1 部

(5) 提出方法

提出期限内に、持参又は郵送。持参の場合は、提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者の

リスク負担とし、異議を申し立てることはできない。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加申込書等により、上記4「参加資格」を満たしているかについて審査し、その結果については令和8年5月15日（金）に「参加資格審査結果通知書」（様式第3号）を添付のうえ、「参加申込兼誓約書」（様式第1号）に記載されている担当者のE-mailアドレスに電子メールにて通知する。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀提案者を本業務の委託事業者の優先交渉者に選定するものとする。

審査は、下記の11「審査項目及び評価基準」に基づき、審査委員会の委員及び審査委員会事務局が客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

7 説明会

説明会は開催しない。

8 質問及び回答

本企画提案の仕様書等に関して質問がある場合は、必ず本プロポーザルへの参加を希望する者が「質問書」を作成し、次のとおり提出すること。なお、質問に対する回答は、本要綱及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

(1) 質問できる者

前期「4 参加資格要件」を満たしている者で、かつ参加申込書兼誓約書（様式第1号）を提出した者あるいは提出する意思がある者。

(2) 質問方法及び受付期間

ア 受付期間内に、「【ふるさと納税プロポーザル質問書】」という件名にて、「質問書」（様式第4号）を電子メールにより提出すること。必ず着信を確認すること。なお、口頭、持参、FAXによる質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年4月27日（月）午後5時まで

ウ 提出先

上記5(2)と同じ

(3) 回答

ア 回答方法

質問に対する回答は、下記期限までに大和村ホームページにて公表する。

なお、質問は申込書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、次のような質問に対しては回答しない。

- ①本提案公募要綱に対する質問者の明らかな誤読
- ②本提案公募に関する意見
- ③質問者が提案しようとする内容についての是非を問うもの
- ④本提案公募要綱に対する質問であっても、自ら判断又は調査すべきもの
- ⑤評価基準の配点等、審査に支障をきたすもの
- ⑥本提案公募に関係しないもの
- ⑦電話、口頭等による質問
- ⑧受付期間以外の質問

イ 回答期日

令和8年5月1日（月）までに公表

9 企画提案書

(1) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

上記5(2)と同じ

(3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第5号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参加見積書（任意様式）
- エ 業務実施予定体制（様式第6号）

(4) 企画提案書及び参考見積書作成要領

- ア 企画提案書は原則としてA4版横の両面使用で作成すること。
- イ 下記11「審査項目及び評価基準」及び仕様書に沿って企画提案を作成すること。
- ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む）で作成すること。
- エ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、当該業務が大和村の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。
- オ 提出物は、様式順に編冊のうえ提出すること。また、様式の番号に対応したインデックスラベル等を付すこと。
- カ 参考見積書の宛名は、大和村長、企画観光課気付、親展（朱書き）、業務名「大和村ふるさと納税業務委託」とし、業務者の住所、商号又は名称、代表者職指名を記載の上、代表者印を押印すること。
- キ 参考見積書は、当該業務に必要な全ての経費を見積ること。また、その積算内訳を業務別に記載した内訳（様式任意）を添付すること。

(5) 提出方法

上記 5 (2) と同じ

(6) 提出部数

11 部 (記名版 3 部 (正本 1 部, 副本 2 部), 無記名版 8 部)

※記名版は, 表紙, 企画提案書及び見積書に提出者名, 関連企業名, ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたものとする。

※正本は代表者印が必要。副本は複写で可とする。

※無記名版は, 内容は記名版と同じとするが, 表紙, 企画提案書及び見積書を含めて, 提案者を特定できる情報を入れないこと。

10 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後, 都合により参加を辞退することになった場合は, 企画提案評価までに「参加辞退届」(様式第 7 号) を上記 5 (2) に持参又は郵送にて提出すること。

11 審査項目及び評価基準

(1) 一次審査 (書類審査)

評価項目	評価事項	配点
業務遂行体制及び実績等	本村の状況を分析し適切な目標を設定し, 目標と提示される施策の関係が明確で, 成果に向けた道筋が理解できる計画であるか。	10
	年間を通じた作業内容, 担当者及び実施計画が具体的に示され, 円滑な実行が期待できる内容であるか。	10
	類似自治体における業務実績や成果が根拠として明示され, 提案内容が実行力と効果を伴うと判断できる十分な内容であるか。	10
	返礼品提供事業者支援や緊急対応を迅速に行い, また新規返礼品及び新規返礼品事業者を増やす取組が期待できるか。	10
	村が寄附を受け付ける各ポータルサイト及びポータルサイト以外からの寄附申込について, 村が利用しているふるさと納税 do を用いた情報管理が可能であるか。	10
	ポータルサイト改善・広報・プロモーションについて, データ分析などに基づき効果的な対策を行い, 寄附の拡大を期待できるか。	10
	対応スピード, 情報共有などの体制が整い, 寄附者の不安や不満を最小限に抑え, 安定した問い合わせ対応が可能な体制・品質を備えているか。	10
	返礼品の新規登録時及び情報更新時に, ポータルサイト毎に迅速	10

	な対応が可能か。	
	個人情報の取扱いをはじめとした情報セキュリティについて、適切な対策が講じられているか。	10
	見積価格が適切であり、業務内容に見合った妥当な提案となっているか。	10
合計		100

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

区分	評価事項	配点
取組意欲 及び独創 性・信頼性 等	本業務の目的を十分に理解し、その目的を達成することが期待できるか。	25
	本村の魅力を十分に引き出し、参加意欲が図れる事業者独自の魅力的な提案となっているか。	25
	分かりやすく熱意あるプレゼンテーションとなっていたか。	25
	質疑応答への対応は的確であったか。	25
合計		100

12 審査方法

審査委員会の事務局（企画観光課）による一次審査（書類審査）、審査委員会による二次審査（プレゼンテーション）を実施する。参加事業者が1者の場合も審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 審査方法

提出された「5(3)提出書類」及び「9(3)提出書類」により書類審査を行う。審査に当たっては、「11(1)一次審査（書類審査）」に基づいて評価し、参加事業者への順位付けを行い、上位2者程度を二次審査（プレゼンテーション審査）対象者として選定する。合計得点数が満点の60点に満たない場合は、失格とする。

イ 結果通知

一次審査の結果は、令和8年5月下旬に「プロポーザル審査結果通知書」（一時審査）（様式第8号）を添付のうえ、「参加申込書兼誓約書」（様式第1号）に記載されている担当者のE-mailアドレスに電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 審査方法

一次審査を通過した参加事業者から提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査委員会が上記 11「審査項目及び評価基準(2)二次審査（プレゼンテーション審査）」に基づいて評価し、一次審査及び二次審査の合計得点の最上位者を優先交渉権者とし、次の順位の者を次点交渉権とする。最上位者が複数いた場合は、審査委員が協議して優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、参加者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準をみたしていると判断した場合は、優先交渉権者として選定する。

イ 実施方法

- ・参加事業者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開で行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答においては、「A者」「B者」等、参加事業者を伏せて行う。
- ・プレゼンテーションは、進行役の指示に従い行うものとする。
- ・1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション 15 分、質疑応答 5 分とする。
- ・プレゼンテーションの時間はタイムキーパーが計測し、終了 5 分前には、進行役からその旨を告知する。
- ・プレゼンテーションは、オンラインで行うものとし、選定者には、事前に「参加申込書兼誓約書」（様式第 1 号）に記載されている担当者の E-mail アドレスに電子メールで通知する。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は企画提案書を基に行うものとし、企画提案書にない提案を新たに盛り込み、説明することは認めない。
- ・オンライン開催前日には、通信テストを行うものとする。

13 審査結果

審査結果の通知は、優先交渉権者と次点交渉権者のみを企画提案書の審査を行った全ての事業者に対して、令和 8 年 6 月中旬に「プロポーザル参加審査結果通知書」（様式第 9 号）を添付のうえ「参加申込書兼誓約書」（様式第 1 号）に記載されている担当者の E-mail アドレスに電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

14 スケジュール

① 告示・募集要領、仕様書等の掲示	令和 8 年 4 月 20 日（月）
② 質問受付期間	令和 8 年 4 月 20 日（月）から 令和 8 年 4 月 27 日（月）午後 5 時まで

③ 質問回答	令和8年5月1日（金）
④ プロポーザル参加申込書の提出期限	令和8年5月13日（水）午後5時まで
⑤ プロポーザル参加資格審査結果通知	令和8年5月15日（金）
⑥ 企画提案書提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時まで
⑦ 一次審査結果通知	令和8年5月下旬
⑧ 二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年6月上旬
⑨ 結果通知	令和8年6月中旬
⑩ 契約締結	令和8年6月下旬
⑪ 業務開始	令和8年7月を予定

15 提出書類の取り扱い

- (1) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、大和村が必要と認める場合には、大和村は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

16 契約締結事務

プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定することから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、大和村との協議に基づいて実施するので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定である。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。また、2 当該協議が整わない場合で、次順位者が優先交渉権者になったときも同様とする。

- (2) 契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。
- (3) 契約保証金について

大和村契約規則第6条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

17 情報公開

- (1) 大和村は提出された企画提案書等について、大和村情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その適当な利益を害すると認められ

る情報は非開示となる場合がある。

(2) 次に掲げる事項について、大和村ホームページにおいて公表する。

ア 業務名

イ 契約期間

ウ 選定した優先交渉権者の名称

18 費用負担

参加申込書及び企画提案書の作成及び提出，その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は，全て提出者の負担とする。

また，緊急やむを得ない理由等により，本プロポーザルを実施することができないときは，停止，中止又は取り消すことがある。なお，この場合において本プロポーザルに要した費用は大和村に請求することはできない。

19 失格事項

本プロポーザルの提案者又は，提出された企画提案書等が，次のいずれかに該当する場合は，その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された，提出期限，提出先，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が，「21 参考 (1)」の寄付金額の 4.0%を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり，第三者の特許権，著作権，商標権，実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 審査委員会の委員に対して，直接，間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

20 問い合わせ先

大和村役場企画観光課 ふるさと納税担当

〒894-3192 鹿児島県大島郡大和村大和浜 100 番地

TEL0997-57-2117 FAX0997-57-2161

E-mail : kikaku@vill.yamato.lg.jp

21 参考

以下の参考数値は令和 6 年度の実績をもとに算出した見込みであり，参考数値である。実際の寄附金額及び寄附件数等を保証するものではない。

(1) 寄附金額：1400万円

※運営管理業務を行うポータルサイトを經由して納付された寄附金額は、

1390万円

(2) 寄附件数：657件